



埼玉県報

第2202号

平成22年7月20日

火曜日

目次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [免税証紛失に伴う告示\(熊谷県税事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業に係る環境影響評価公聴会の中止\(環境政策課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除\(水環境課\)](#)
- [幸手都市計画野中土地区整理事業の変更\(市街地整備課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院建設工事に関する入札公告\(入札執行課\)](#)
- [県道矢納浄法寺線の区域変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県告示第千二百七十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年七月二日

二 特定非営利活動法人の名称

すこやか文化交流協会

三 代表者の氏名

女屋 栄一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市西川口一丁目三十四番十号共栄ビル三階

五 定款に記載された目的

この法人は、あらゆる分野の人々が形式にとらわれず、自由な立場で実践的に、広い地域のまちづくり推進を図り、文化・芸術とスポーツの振興及び保健・医療と福祉の増進のため、男女共同参画社会の形成を促進させ、地域の関係行政機関及び民間団体と住民が草の根的交流のもとに活動を展開し、その地域の文化的で健康な暮らしを実現させ、地域の発展と生活の安定向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年七月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふじみ野学童保育共育ちの会

三 代表者の氏名

金澤 正子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県ふじみ野市苗間一丁目十三番二十七号

五 定款に記載された目的

この法人は、昼間労働等によって保護者が家庭にいないことにより、保育が必要とされるふじみ野市内の小学校に通う児童に対して、社会的責務として学童保育を行い、健やかな成長を願うとともに、この事業を通して安心、安全な放課後の遊びと生活の場を提供すること、保護者が安心して働き子育てができる地域社会の確立、且つ子どもと親、指導員、またそれに関わる地域住民が共に育ち合うことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年七月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人歩夢福祉の会
- 三 代表者の氏名
井手 篤
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県春日部市備後東七丁目六番四号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように介護支援すること及び創作的活動・生産活動の機会を提供し、支援することを目的とする。また、障害者への正しい理解の為に地域との交流の場を設け、まちづくりの推進や環境の保全を図る。

告 示

埼玉県告示第二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年七月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あおーら
- 三 代表者の氏名
田中 正彦
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県飯能市大字双柳四百六十番地三
- 五 定款に記載された目的
（変更前）この法人は、精神障害者に対して、生活支援、自立支援、社会参加や就業の支援、創造活動や地域活動の支援等の事業を行い、相談事業、精神障害に対するセミナー、当事者会・家族会への支援及び市民の理解を深めるための講演会などを行い、地域の障害者福祉に寄与することを目的とする。
（変更後）この法人は、精神障害者を主たる対象として、障害者に対する生活支援、自立支援、社会参加や就業の支援、創造的活動や地域活動の支援等の事業を行い、相談事業、精神障害などについてのセミナー、当事者会・家族会への支援及び市民の理解を深めるための講演会などを行い、地域の障害者福祉に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第千三十一号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十二年七月二十日

埼玉県知事 上田清司

| 免税証の種類 | 免税証の記号及び番号 | 枚数 | 用途 | 有効期間 |
|--------|------------|------------------------|----|------|
| | 一 リットル | 09G047186 09G047187 | 二 | |

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称

埼玉県熊谷市小江川二千九十八 二十一
野口正明野口商店江南SS

免税証を交付した事務所

熊谷県税事務所

亡失年月日

平成二十一年七月二十九日

告 示

埼玉県告示第千二百二十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年七月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

埼玉成年後見センターいきいきネット

三 代表者の氏名

村山 勇治

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目一五番二号母子福祉会館内社団法人埼玉

県手をつなぐ育成会内

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、埼玉県内の知的障害者の成年後見に関するあらゆる相談と支援を行うと共に、法人後見によって知的障害者が自己の人権を守り、必要なサービスを受けられるように適切な支援と介助を行い、知的障害者がすべての人々と同等に、心豊かな地域生活を送ることができるよう、成年後見制度の推進に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、埼玉県内の知的障害者とその家族等の成年後見に関するあらゆる相談と支援を行うと共に、法人後見によって知的障害者とその家族等が自己の人権を守り、必要なサービスを受けられるように適切な支援と介助を行い、知的障害者とその家族等がすべての人々と同等に、心豊かな地域生活を送ることができるよう、成年後見制度の推進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年七月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人フレンズネットワーク

三 代表者の氏名

霜田 紀子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市南区別所三丁目十六番十一号 埼玉ビル二階A号室

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者に対して、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行い、もって精神障害者の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二十四号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、平成二十二年埼玉県告示第九百五十六号（彩の国資源循環工場第 期事業に係る環境影響評価公聴会）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

平成二十二年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 件名

彩の国資源循環工場第 期事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 平成二十二年七月二十四日（土）午前十時から正午まで

深谷市花園総合支所二〇一会議室

イ 平成二十二年七月二十五日（日）午前十時から正午まで

小川町竹沢公民館

ウ 平成二十二年七月二十五日（日）午後二時から四時まで

東秩父村コミュニティセンターやまなみ

三 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

四 中止の理由

公述の申出がなかったため

告 示

埼玉県告示第千二十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定に基づき、平成二十一年埼玉県告示第五百九十二号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十二年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
東松山市神明町二丁目一六二七番一の一部、一八八八番一の一部、一八八八番六の一部及び五五―四番一の一部
- 二 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去

告 示

埼玉県告示第千二百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、幸手都市計画野中土地区整理事業を変更した。

なお、当該変更に係る図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課及び加須市建設部まちづくり課において縦覧に供する。

平成二十二年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県病院事業告示第十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年七月二十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 工事概要等

(1) 工事名

埼玉県立がんセンター新病院建設工事

(2) 工事場所

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室771 - 1 ほか

(3) 工期

契約確定の日から平成25年8月30日まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

ア 目的

医療の進歩や患者の増加などに対応するため新病院を建設する。

イ 構造・規模等

(ア) 病院棟

鉄筋コンクリート造（免震構造） 地上11階、地下1階建

建築面積 約12,290㎡

延べ床面積約60,440㎡

（バルコニー、車路、サービスヤードを除いた延べ床面積約57,780㎡）

(イ) 附属棟 一式

ウ 内容

(ア) 実施設計 一式（建築、電気設備、機械設備、造成、外構）

(イ) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事 一式（附属棟含む。）

(ウ) 造成工事 一式

(6) 入札手続の方法等

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき、入札説明書の交付、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）により行う。国土交通省の行うコアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、次のとおりインターネットホームページに掲載する。

ア アドレス

<https://ebidwww.jk.ebid.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

イ 掲載期間

平成22年7月20日（火）から平成22年9月16日（木）まで

2 落札者の決定方法

本件入札は、総合評価方式により落札者を決定する。

3 入札執行の日時等

入札執行の日時等は、次のとおりである。

なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書提出期間

平成22年9月13日（月）午前9時から平成22年9月16日（木）午後5時まで

(2) 開札日時

平成22年9月17日（金）午前10時

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 次の要件を満たすこと。

ア 単体企業（以下「単体」という。）又は2者若しくは3者による特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）であること。

イ 特定企業体の場合、特定企業体における運営形態、各構成員の出資比率及び代表構成員の選定については、埼玉県建設工事共同企業体取扱要綱によること。

ウ 単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(ア) 本件入札に係る複数の特定企業体の構成員（単体の場合にあっては、本件入札に係る特定企業体の構成員）となっていないこと。

(イ) 次のいずれにも該当しない者であること。

a 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

b 埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第132条の規定により埼玉県病院局の一般競争入札に参加させないこととされた者

c 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定の日以降の日を審査基準日とする経営事項再審査を受けている者を除く。

(ウ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札

参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(イ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県 of 契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(ロ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

(ハ) 経常建設共同企業体でないこと。

エ 単体又は特定企業体の各構成員が、建築工事業について、開札日から1年7か月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、その総合評点が単体又は特定企業体の代表構成員（以下「代表構成員等」という。）にあつては1,550点以上、特定企業体のその他の構成員にあつては1,000点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日に直近のものとし、上記ウ(イ) c ただし書に該当する者は、手続開始決定の日以降のものとする。

なお、官公需適格組合については、その総合評点を、平成21・22年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者格付要領第4のただし書に定める特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日に直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(2) 施工実績

代表構成員等は、契約の締結日にかかわらず、平成12年4月1日から公告日までの間に、延べ床面積30,000㎡以上の病院の新築、改築又は増築工事（増築工事にあつては、増築部分の延べ床面積が30,000㎡以上のものに限る。）を単体又は特定企業体の代表構成員として完成させた実績を有すること。

(3) 設計実績等

代表構成員等は次のア又はイに該当すること。

ア 契約の締結日にかかわらず、平成7年4月1日から公告日までの間に、1回の契約において、延べ床面積30,000㎡以上の病院の新築、改築又は増築工事（増築工事にあつては、増築部分の延べ床面積が30,000㎡以上のものに限る。）の設計業務（以下「病院設計業務」という。）を企業組織内に有する設計部門（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項又は第3項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた設計事務所）で履行した実績を有すること。

イ 病院設計業務を単体で履行した実績を有する協力事務所（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項又は第3項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた設計事務所）と本業務に関する実施設計業務の委託契約を予定していること。なお、協力事務所は、4(1)ウによる(イ)、(ウ)及び(エ)の要件を満たすこと。

また、協力事務所は、「埼玉県立がんセンター施設整備基本設計等業務」を受託した者でないこと。

(4) 配置予定技術者

ア 代表構成員等は、次の(ア)及び(イ)に掲げる要件を満たす技術者を建設業法に従って本工事に専任で配置することができること。

(ア) 建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、平成12年4月1日から公告日までの間に、延べ床面積20,000㎡以上の病院の新築、改築又は増築工事（増築工事にあつては、増築部分の延べ床面積が20,000㎡以上のものに限る。）において全工期（準備期間及び後片付け期間を除く。）にわたり現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者

(イ) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

イ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）に記載すること。

なお、専任の配置予定技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはない。

ウ 本工事の配置予定技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他工事の後片付け期間と本工事の準備期間である場合、本工事の後片付け期間と他工事の準備期間である場合又は機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間である場合で、確実に本工事に配置可能なときは、この限りでない。

エ 落札決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。

オ 配置予定技術者は、当該者が在籍する建設業者と一般競争入札参加資格等確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。

5 入札参加資格の有無の確認

本件入札に参加を希望する者は、確認申請書に確認資料を添付して、システム

又は郵送若しくは宅配便により提出すること。併せて、その他必要な資料（以下「添付資料」という。）を郵送又は宅配便により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けること。

なお、提出された添付資料は返却しない。

(1) 確認申請書、確認資料及び添付資料の提出先、提出受付期間及び提出部数

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743

イ 提出受付期間

平成22年7月21日（水）午前9時から平成22年8月16日（月）午後5時まで（この提出受付期間の終期日時を過ぎて到着した確認申請書、確認資料及び添付資料は無効とする。）

ウ 提出部数

2部（正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可。）

(2) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨はシステム（システムにより通知できない者にとっては、郵送等）により平成22年8月25日（水）に、資格がない旨は電子メール及び電話により平成22年8月23日（月）にそれぞれ通知する。

(3) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、平成22年8月31日（火）午後3時まで上記(1)アの提出先に郵送又は宅配便により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、システム（システムにより通知できない者にとっては、郵送等）により通知する。

(4) 入札参加資格の確認を受けた者であっても、開札日において入札参加資格の要件を満たしていない者は、入札に参加することができない。

6 総合評価に関する事項

総合評価方式は、次のとおりとする。

(1) 方式

技術提案型Aタイプ

(2) 評価値の算出方法

除算方式

総合評価関係資料の提出、落札者の決定方法等については、「総合評価方式に係る入札説明書」によること。

7 基本設計図書等の貸与

基本設計説明書（要求水準書）、基本設計図面及び仕様書等（以下「基本設計図書等」という。）は、システムに掲載せず、電子データをCD-R又はDVD-Rに記録し貸与する。貸与方法については、次のとおりとする。

- (1) 貸与を希望する者は「基本設計図書等貸与申請書」に必要事項を記入し、次の場所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

なお、「基本設計図書等貸与申請書」を持参した場合は、受理しない。

ア 場所

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号 埼玉県病院局がんセンター建設課建築担当 電話 048-833-6981 ファクシミリ 048-822-9417

イ 受付期間

平成22年7月20日（火）午前9時から平成22年8月16日（月）午後5時まで

- (2) 貸与の方法

基本設計図書等貸与申請書に記載された申請者の住所に着払いの宅配便により基本設計図書等を送付する。

- (3) 返却

平成22年9月17日（金）までに郵送等により上記(1)アの場所に返却すること。

8 基本設計図書等に関する質問

基本設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり、質問書をシステム又は郵送により提出すること。

- (1) 郵送による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当

- (2) 受付期間

平成22年8月5日（木）午前9時から午後3時まで

- (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成22年8月11日（水）からシステム上に掲示する。システム上に掲示された内容を閲覧できない者には、郵送等で回答する。

9 郵便入札

入札に参加を希望する者がシステムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送による入札書を受け付ける。提出先等は次のとおりである。

- (1) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部

入札執行課大規模工事担当

(2) 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便によること。

(3) 提出期間

上記3(1)のとおり。

10 現場説明会

開催しない。

11 入札に関する注意事項

(1) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(2) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書を初度入札時に入札書と共に提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(3) 入札回数

ア 再度入札は1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(4) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(5) その他

ア 一度提出した入札書を書換え、引替え又は撤回をすることはできない。

イ 落札となるべき同じ評価値の入札をした者が2人以上あった場合は、「総合評価方式に係る入札説明書」による。

ウ 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の関係法令に違反する行為を行ってはならない。

エ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

(6) 入札の無効

ア 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (ア) 入札参加資格のない者がした入札
- (イ) 明らかに連合によると認められる入札
- (ウ) 虚偽の確認申請書、確認資料又は添付資料を提出した者がした入札
- (エ) 所定のものと異なる方法による入札その他公告又は入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札
- (オ) 入札金額見積内訳書を提出しない者又は不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (カ) 総合評価関係資料を提出しない者がした入札
- (キ) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすました者がした入札

イ 次のいずれかに該当する郵便入札は、無効とする。

- (ア) 入札者の押印のない入札書による入札
- (イ) 記載事項を訂正した場合には、その箇所に押印のない入札書による入札
- (ウ) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (エ) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (オ) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (カ) 2通以上の入札書を提出した者がした入札
- (キ) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかった入札

12 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。また、調査対象者と契約を締結した場合は、下請業者との関係において適正な履行が行われているか追跡調査を行うものとする。）。

13 支払条件

(1) 前金払

する（その金額は、契約金額の40パーセント以内とし、1万円未満の端数金額は切り捨てる。）。ただし、継続費に基づく契約にあっては、その年割額の40パーセント以内とする。

(2) 中間前金払

する（中間前金払を選択した場合に限る。その金額は、契約金額の20パーセント以内とし、1万円未満の端数金額は切り捨てる。）。ただし、継続費に基づ

く契約にあっては、その年割額の20%以内とする。

(3) 部分払

する（部分払を選択した場合に限る。）

14 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

本件入札は入札ボンド制度の導入を試行するものであり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規程第134条第2項第3号又は第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

ア 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の105に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の額の入札保証金を納付しなければならない。

イ 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、次の場所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

また、依頼書に記入された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書によって納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

(7) 提出先

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号 埼玉県病院局がんセンター建設課建築担当 電話048-833-6981 ファクシミリ048-822-9417

(1) 依頼書提出期間

平成22年7月20日（火）午前9時から平成22年9月13日（月）午後5時まで

ウ 納付期限

平成22年9月16日（木）

エ 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次の場所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

(7) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務
部入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743 ファクシミリ
048-830-4915

(イ) 提出期限

平成22年9月16日(木)午後5時まで

オ 次に掲げる有価証券等を担保として持参(下記(ア) c にあつては、郵送又は宅配便)により提出することによって、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額(下記(ア) c にあつては、保証金額)と同額とする。

(ア) 対象となる有価証券

- a 利付国債
- b 埼玉県債
- c 銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。以下同じ。)の保証

(イ) 提出先

上記(ア) a 及び(ア) b については、14(2)イ(ア)の提出先に、上記(ア) c については、14(2)エ(ア)に示す提出先にそれぞれ指定した方法により提出すること。

なお、上記(ア) c については電話で着信確認を行うこと。

(ウ) 提出期限

平成22年9月16日(木)午後5時まで

カ 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 保険会社との間に埼玉県病院事業管理者を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵送又は宅配便により上記エ(ア)の提出先に同(イ)に示す期限までに提出した者

(イ) 銀行等又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵送又は宅配便により上記エ(ア)の提出先に同(イ)に示す期限までに提出した者

キ 落札者以外の者が納付した入札保証金は入札の終了後に還付するので、納付書兼領収書により入札保証金を納付した者は、あらかじめ、振込先、口座番号等を記入した請求書を用意すること。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金を還付しない。

また、落札者に係る入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

ク 入札保証又は入札保証保険の期間は以下の期間を含むこと。

入札書提出日から平成22年11月30日

(3) 契約保証金

本工事における契約保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規程第118条第2項第3号に掲げる履行実績による契約保証金の免除は行わない。

ア 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。

イ 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（ウ）にあつては、保証金額）と同額とする。

(7) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等又は保証事業会社の契約保証証書

ウ 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。

(7) 保険会社との間に埼玉県病院事業管理者を被保険者とする履行保険契約を締結した者

(イ) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他埼玉県病院事業管理者が指定する金融機関と、埼玉県病院事業管理者を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

エ 契約保証金は、当該契約の履行後、請負者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金を還付しない。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約の締結に係る留意事項

落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第2条の規定による入札参加停止措置又は埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱第3条の規定による入札参加除外措置を受けた者は、本契約を締結することができない（契約辞退を申し出るものとする。）。

(7) 契約後の技術提案

請負人は、契約締結後、基本設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする建築計画、設備計画又は施工方法等について、発注者に提案することができる。ただし、通常の実施設計業務として提案されるべき内容は除くものとする。

(8) この公告に関する問い合わせ先

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当 電話 048-830-2743 ファクシミリ 048-830-4915

15 Summary

(1) Nature of the services required:

Construction of a new hospital ward of the Saitama Cancer Center

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail and the electronic bidding system: between 9:00 am, September 13 and 5:00 pm, September 16, 2010

(3) Contact Information:

Large Scale Construction, Bidding Enforcement Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2743

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年七月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十日

埼玉県本庄県土整備事務所長 福 島 浩 之

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 矢納浄法寺線

三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|-------------------------|-----------------------------------|-----------------|
| 二地先まで 大字下阿久原字住居野一六八番 | 児玉郡神川町大字下阿久原字住居 野一六八番二地先から同郡同町 | 区 間 |
| 一九・九五 | 一八・七〇 | 敷地の幅員 (メートル) |
| | 二五・〇五 | 延長 (メートル) |
| | 地方特定道路(改築)整備工事による。 | 備考 |

告 示

埼玉県選管告示第九十一号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十二年七月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 日時 平成二十二年七月二十三日 午後六時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

イ 埼玉県議会議員補欠選挙（西第十四区）について

ロ その他